

# 投資紛争解決国際センター

——その制度と活動——

河野真理子

## 序

投資紛争解決国際センター（ICSID）は、一九六五年に世界銀行の主唱で締結された「国家と他の国民の間の投資紛争に関する条約（投資紛争解決条約）」（以下、条約とする<sup>(1)</sup>）によつて設立された、いわゆる国家契約から生じる紛争の処理のための国際組織である。このセンターはあくまで条約によつて設立されたものであるから、締約国の数の少なかつた設立当初、その活動は、活発であるとはいえなかつた。しかし、近年はこの締約国の数の問題が解消されつつあり、それに伴つて、センターに付託される紛争の数も増加している<sup>(2)</sup>。その意味で、条約が本来予定していた機能が、現実の紛争の解決のためにどのような意義を持つかを改めて問うことが必要になつてきていると言える。

また、特定の目的に限定された特別の紛争解決システムが条約の形で予定される分野が増えている今、その一つの例としてこのセンターを再評価する必要もあると考える。そこで本稿では、ICSIDの基本的な枠組みの概略を投資紛争解決条約に沿ってまとめ、実際の事例の中で特に論点となったものについて若干の考察をしたいと考える。なお、紙面の制約上、本稿はICSIDという制度の概要をまとめることを主たる目的とし、個々の事例の詳細な内容には立ち入らないものとする。事例研究については稿を改める予定である。

## 第一章 ICSIDの目的と基本的機能

ICSIDは、経済開発のためには、民間の国際投資の活性化が必要であるという認識に基づいて、国際的な投資環境の整備の一環として設立された紛争解決機関である。<sup>3)</sup> 国家と外国私人の間の投資紛争、いわゆる国家契約に関する紛争解決手続きを、国際投資をする私人と投資受け入れ国の双方にとって利益になる形で制度化することを目的とする。

ICSIDの本部はワシントンの世界銀行の内部に置かれることが条約第二条に規定されている。そして理事会と事務局を持った組織とされている。(条約第三条から第一条紛争解決機関としてのICSIDの常設性は、ICSIDによる紛争解決方法として予定されている調停と仲裁についてそのための名簿が置かれているという点に求めることができる。(条約第三条、及び第一二条から第一六条)この意味でICSIDの常設性は常設国際仲裁裁判所と同

じであるといえる。

ICSIDが設立された大きな意義の一つは、伝統的な国際法における紛争解決手続きの中では当事者適格の認められにくい私人に対して条約制度の中で、国家を直接の相手とする当事者適格を与え、それによって国際投資に関する紛争を投資を、受け入れる国家と当該国に進出する私人の間の紛争として解決する制度を設定したことにある。従来の国際法の枠組みの中でこうした紛争を処理しようとすれば、私人の本国が外交保護権を發動して、投資受け入れ国に対して請求をすることになる。この外交保護権は国家の権利であるから、私人の意思に関係なく本国の政治的な判断によって発動の可否が決定されるため、私人にとつては自らが発言する機会が十分には与えられないという問題がある。しかも外交保護権の発動によって、本来投資受け入れ国国家と私人の間の限定的な紛争であつたものが、国家間の政治紛争に発展してしまう可能性がある<sup>(4)</sup>。私人に直接の当事者となつて国家に請求をする機会を与えることで、私人に自らの裁量で行動する可能性を与え、それと同時に国際投資紛争を非政治化する (depoliticize) ことが、ICSIDの重要な機能として評価されるのである<sup>(5)</sup>。条約第二七条にICSIDへの紛争付託がなされる場合、私人の側の本国は外交保護権の行使を放棄する旨が規定されているのは、ICSIDの持つ紛争の非政治化という機能を確保するために不可欠な条項であると言える<sup>(6)</sup>。

また、条約の規定全体を通じて注目されるのは、この条約が投資受け入れ国と投資を行う私人、及びその本国の双方の利益のバランスがとれるよう考慮されているという点である<sup>(7)</sup>。ICSIDの目的を達成するためにはできるだけ多くの国家の参加を得ることが不可欠である。ICSIDで扱われるような事例では、発展途上国が国家の側の当事者となり、先進国が私人の本国となる場合が多いと予想されるので、発展途上国、先進国双方からできるだけ多くの参

加を得ることが望ましい。従って、条約の作成に当たっては、両者の間のバランスを取ることに注意が払われ、その結果が様々な形で見られることを最初に指摘しておかねばならない。また、ICSIDが扱おうる紛争の幅を広くしようとする努力が随所に見られることも注目される。

条約規定に見る限りでは、調停も仲裁も等しく位置づけられてはいるが、実際の利用状況としては圧倒的に仲裁が多く利用されている点も付言しておく必要がある。ICSIDにおける調停と仲裁の相違は、その判断に拘束力があるか否かの点に求められる。また調停の方が経済的に安価であると指摘されている。なお、調停による紛争解決が不調に終わった場合には、改めて仲裁に付託することができる。<sup>(8)</sup>

## 第二章 ICSIDの管轄

調停に関しても、ともにICSIDの管轄が認められるためには、投資紛争解決条約第二五条に規定される要件を満たさねばならない。それらの条件は当事者の同意、人的管轄、事項管轄の三つに分けられる。

### 第一節 当事者の同意

まず、第二五条はICSIDの管轄が当事者の自主的な同意に基づくことを要すると規定する。この同意は書面によるものである必要があり、紛争当事者間の個別の同意であると、紛争の一方当事者の個人の本国と他方当事者であ

る国家の両国が当事国となつた二国間条約あるいは多数国間条約、また投資受け入れ国の国内法に基づく同意であるかを問わない。

実際の事例では、当事者間の同意の認定は紛争の両当事者が関連する何らかの文書の中でICSIDへの付託に関する言及があれば足るとされる場合が多く、その認定はできる限り緩やかに行われているといつてよい。SOABI対セネガル事件やSPP対エジプト事件では、ICSIDへの紛争の付託について一般的な仲裁条項としては認められていたものの、当事者間で実際に生じた紛争は当該仲裁条項の適用される紛争とは認められないと、国家の側が主張したが、いずれもこの主張は認められなかった。特に、SOABI事件では、セネガル政府が仲裁条項の適用の範囲は厳密に解釈されねばならないと主張したのに対し、ICSIDは仲裁条項は信義則に基づいて広く解釈されるとし、結果的に仲裁同意の存在が認められた。

また、一度同意をした場合、その同意を一方的に撤回することは認められない。例えば、アルコア対ジャマイカ事件では、紛争の原因となつた税金の引き上げを規定した国内法の施行直前に、ジャマイカ政府はICSIDの管轄について鉱物及び天然資源に関する紛争を留保することを宣言し、これを援用してICSIDの管轄を否定したが、この主張は認められなかった。

このように同意の存在の認定を可能な範囲で広義に解することによって、少なくともICSIDの紛争解決の枠組みで扱ひうる紛争を多くすることが意図されていると言つてよい。

## 第二節 人的管轄

第二五条によれば、ICSIDへの紛争の付託のためには紛争の当事者について、国家の側の当事者と私人の側の当事者の本国の双方がともに条約の締約国である場合にのみICSIDは当該紛争について管轄権を有するとされる。<sup>(16)</sup>

国家の側の当事者に関しては、紛争がICSIDに付託された時点で条約の当事国であればよい。例えば、ホリデイ・インズ対モロッコ事件において、モロッコとスイスは紛争の原因となった契約の締結の時点では条約の締結国ではなかったが、紛争がICSIDに付託された一九七一年の時点で締約国であったので、ICSIDの管轄が肯定されたのである。<sup>(16)</sup>

国家という紛争当事者を扱うとき、主権免除の分野に典型的に見られるように、国家の範囲をどの程度までと見なすのかという問題が生ずることが予測されるが、ICSIDの場合は条約への加入に当たって、行政区画や国家机关について、いずれを国家と認めるかを事前に世界銀行に対して指定したリストがあらかじめ提出されているため（条約第二五条第一項による）、この点について大きな問題が生ずることはないし、<sup>(18)</sup>また、リストの提出についてそれほど恣意的に国家机关などが指定されることはない<sup>(19)</sup>と説明されている。

私人の側の要件は締約国の国民であることとされている。自然人については締約国の国民であることは国籍を基準として判断される（第二五条第二項(a)）。ただし、ICSIDに紛争が付託された事例で自然人が当事者となったものは、これまでのところは見られない。法人については、そのまま締約国の国籍を有するか、あるいは紛争当事者の

国家の国籍を持つ法人であっても紛争の当事者以外の締約国の国民の支配、すなわち、外国人支配を受けているか、いずれかが証明されればよいとされる(第二五条第二項(b))。このように国籍だけでなく、外国人支配という要件で締約国との連関を認定しようとするICSIDのアプローチは注目に値するものである。

国際的な活動に従事する法人の国籍、あるいは当該法人について保護を行う権利を持った国家を、その活動の実態に即してどのように決定するかについては、とりわけ当該法人に関係を持つ国家の外交保護権の行使の可否をめぐって多くの議論のなされてきたところである。バルセロナ・トラクション事件ではこの点に関して、会社の株主の本国の外交保護権の行使は認められなかった<sup>(20)</sup>。シシリー電子工業会社事件では株主の本国である米国が外交保護権を行使した。この事件では特別裁判部の判決では直接米国の外交保護権の行使の権利の可否が議論はされなかったが、小田判事の反対意見ではこの点が問題として取り上げられた<sup>(21)</sup>。シシリー電子工業会社事件で法人の株主の本国が外交保護権を行使することについて特別裁判部があえて取り上げなかったことをどのように評価するかは別として、外交保護権の行使においてはこの権利の濫用を防止するために法人とその本国との関連性に関する厳密な判断基準が必要であるように思われる。

しかし、ICSIDの場合には、あくまで申立の当事者となるのは法人それ自体であって、締約国自身の権利が問題になる訳ではないので、外交保護権の場合とは異なったアプローチで、個人と本国との関係を認定することが可能になるものと考えられる。また、先に述べたように締約国はICSIDに紛争が付託される紛争に関して外交保護権を放棄しているのであるから、ICSIDによる紛争の解決がはかられている限りは、投資受け入れ国と法人の本国とされる国家の間の直接の請求関係を考慮する必要はない。むしろ、ICSIDの活動の実効性を確保する目的から

言えば、管轄権の判断の段階では紛争の付託の可能性の幅を広げて考える方が望ましいといえる。実際のところ、ICSIDに紛争の付託が予測されるような事例では、ほとんどの場合、外国の法人が現地法人を通じて、投資の受け入れ国に進出しているという実態に対応しなければならぬのである。さらに言えば、投資受け入れ国によっては、外国企業の受入にあたって、現地法人の設立を国内法で義務づけている場合もあるのである。現地法人の権利義務が問題になる場合、国籍のみを認定基準にすると、ほとんどのケースは形式的には、国家对内国法人の紛争ということになってしまふのである。そうした事例について管轄権が認められなければ、実態に即した紛争解決手続きとは言えないであろうし、ICSIDの存在意義を実効的に確保することはできないと言える。従って、ICSIDの活動の範囲をできるだけ拡大するためには、私人と条約当事国の関連性の認定の要件に国籍以外のものを加える必要があつたのである。

実際の事例を見ると、やはりこの外国人支配という要件がなければ、ICSIDの管轄が認められなかつたであろう事例がかなり多く見られる。外国人の支配の要件の認定にあたっては、実際に外国人の支配があるか否かと、当該法人を外国人として扱うことに国家側が同意していたか否かの二点が検討されねばならない。そして、投資受け入れ国の知るところにおいての外国人支配の存在があることを要するとされる。例えば、ホリデイ・インズ事件では、外資系の本社のみが当事者となることが認められ、契約の実施のために設立されたいくつかの現地法人については、これらを外国法人として扱うというモロッコ政府の同意はなかつたとして当事者とは認められなかつた。<sup>(2)</sup> Amco対インドネシア事件ではP. T. Amcoがインドネシア政府に申請し、認可を受けた投資ライセンスの申請にICSIDへの紛争付託条項が挿入されていたことと初年度には外国人によつて所有されている株式を将来的にはインドネシア人に売



却するという規定が含まれていたことを以て、外国人支配の要件を満たすと判断された<sup>23)</sup>。私人側の当事者が欧州の多国籍企業であったクレックナー対カメルーン事件では、株式の51%が外国人の所有であることと、ICSIDへの紛争付託条項が当事者間の契約に挿入されていたことを以て外国支配を認め<sup>24)</sup>た。契約にまたLETCO対リベリア事件では、LETCO社の当事者適格について同社の株式の一〇〇%がフランス人によつて所有されていることと、フランス人による実効的な経営の支配がなされていることに加えて、リベリア政府のLETCOに対する処遇が外国法人に対するものであることから、リベリア政府がLETCOを外国人として扱うことに同意していたと認められるという理由で外国人支配が認められた<sup>25)</sup>。

さらに外国人支配を広義に解釈したのがSOABI事件である。この事件では、セネガル政府が会社の国籍がセネガルで株主は非締約国のパナマ国民であることを理由に人的管轄を否定する主張をしたのに対し、ICSIDは、この事実は認められるものの、ベルギー国民が仲介者を通じて行っている投資は、経営に対し十分なコントロールを及ぼしていると判断するに足るとして人的管轄を認め<sup>26)</sup>た。この事件におけるICSIDの立場には、仲裁人の一人であるムバイエ氏が反対意見の中で批判的な見解を示している。彼によれば、条約第二五条第二項(b)の規定の趣旨は直接の外国人支配を意味するものであつて、間接的な支配まで拡大して考えることはできないとされる<sup>27)</sup>。

このような事例から見ると、外国人支配の直接性をどのように考えるかという点に関する議論は今後の課題として残されているものの、外国支配については、株式の所有比率など、会社の運営の客観的な状況と投資受け入れ国の国内における法的な取り扱いの状況、そしてICSIDへの紛争の付託同意があるか否かなどを判断基準として、かなり緩やかに解されているといつてよい。

## 第三節 事項管轄

ICSIDが管轄権を持つ紛争は「投資から直接生ずる法律上の紛争」と規定されている(条約第二五条第一項)。ただし、「投資」、「直接」、「法律上」という文言の定義は具体的には与えられていない<sup>(28)</sup>。これらの文言の解釈は比較的自由になされる傾向にあるといつてよい。このことはICSIDの事項管轄の判断に柔軟性を与えているといえる。ICSIDの創設当初の一九六〇年代には国家対外国私人の間の契約は、資本の投資という本来の意味での投資を目的とするものが多かった。またその投資が行われる分野も石油などの天然資源の開発を目的とするものが多かったと言える<sup>(29)</sup>。今日ではそうした形態の投資に限らず、サーヴィスの供与や技術の移転など、多様な分野で国家対外国私人の間の契約が結ばれるようになっていいる。明確な定義があえて付されなかった「投資」という文言にはこのような多様な形の国家契約も含まれると解されうるのである。これまでにICSIDが扱ってきた事例を見るとそこで問題になっている契約の態様の多様性は明らかである。「法律上」という文言に関しては、法的な権利義務に関する紛争と説明されている。

実際に事項管轄が問題となった事例ではAnco事件でインドネシア側が、この紛争はホテルのリース契約に関わる私人間の契約に関するものであって、ICSIDの事項管轄には適さないと主張した。これに対し、ICSIDは、本件はインドネシアによる国有化と収用に関してインドネシアと外国私人の間の紛争であるとして事項管轄を認め<sup>(30)</sup>た。またクレックナー事件では、クレックナー側の請求が両当事者間の契約に直接に関連するものであるかどうか<sup>(31)</sup>が問題とされたが、ICSIDはこの点についても事項管轄を認め<sup>(31)</sup>た。

以上のようにICSIDに付託されうる紛争は多様であることが予定されているが、この事項管轄については、留保を付すことが可能である(条約第二五条四項)。例えば、サウジアラビアは石油と主権的行為についてICSIDの管轄を留保している。ガイアナやジャマイカは鉱物資源、天然資源に関する紛争についての管轄を留保している。また、パプア・ニューギニアのように投資そのものに関する基本的な紛争についてのみICSIDの管轄を認める宣言をしている締約国も見られる。<sup>(32)</sup>このような形で広範な留保を認めることは、条約の締約国を増加させるといふ目的から見れば必要とされるものである。しかし、あまりに広範な留保はICSIDが有効に機能する範囲を狭めるものとなりかねないように思われる。

以上、管轄権の認定の要件とされる三点についてはいずれも柔軟な解釈がなされる傾向が強い。これは少なくともICSIDが扱いうる紛争の範囲を拡大しようとする政策的な配慮によるものである。

付託された紛争がこの三つの要件を満たしているか否かの認定は、まず事務局長が審査をし(調停については条約第二八条第三項、仲裁については条約第三六条第三項)、その後センターが自らの権限で管轄権の有無について最終的に判断をするとされる(調停については条約第三二条、仲裁については条約第四十条)<sup>(33)</sup>

### 第三章 ICSIDと他の紛争解決手続き

条約では、ICSIDへの紛争の付託同意がある場合、もっぱらICSIDが当該紛争の解決手続きとされること

を確保するような制度が設けられている。これは紛争解決手続きをICSIDに集中させることをより予測可能なものにするという目的によるものである。

ICSIDにおけるこの制度の一つの側面は、私人の本国の外交保護権の放棄である。この規定によって、ICSIDの管轄が認められる紛争において国家对国家の紛争解決手続きが第一義的には排除されることになる。

さらに、私人が直接の当事者となる国内裁判など他の紛争解決手続きについても、第二六条で、ICSIDへの付託の前に国内的救済を尽くすことを要求する旨が規定されているもの、一度ICSIDへの紛争付託同意がなされると、他のいかなる救済手段も排除する意思のあるものと見なされると規定されている。

このような規定の趣旨に反して、ICSIDへの紛争の付託同意があるにも関わらず、国内裁判所などに訴訟が提起された事例が見られることも事実である。<sup>(34)</sup> このような場合、国内裁判所は紛争をICSIDへ付託するよう当事者に命令する権限はないものの、提起された紛争についてICSIDの管轄の可能性がある場合、「判断の回避の原則」(rule of abstention)が働くと説明される。<sup>(35)</sup>

ICSIDへの紛争付託同意にも関わらず、国内裁判所に訴えが提起された代表的な事例として、ホリデイ・インズ事件とMINE対ギニア事件<sup>(36)</sup>がある。前者の場合は、ICSIDへの紛争の付託にも関わらず、モロッコ政府が自国国内の裁判所などの国内的手続きによって、契約の履行を強制しようとした事例である。<sup>(37)</sup> 後者の事例では、MINEの側が、紛争の原因となった基本契約に紛争のICSIDへの付託に同意する旨の条項があったにも関わらず、米国などの国内裁判所に訴えを提起した。このうち、米国の裁判所での訴えはアメリカ仲裁協会(AAA)による仲裁の実現とその仲裁判断の執行に関するものもあつた。こうしたMINEの訴訟に関して、米国の国内裁判所は訴えを

審理する立場を取った。<sup>(38)</sup> この裁判所の立場に対して、米政府は批判的であり、ICSIDへの付託同意がある場合は国内裁判所は管轄権を否定すべきであるとの見解を示した。<sup>(39)</sup> MINEはその後、ベルギーとスイスの国内裁判所にも訴訟を提起したが、これらの裁判所はICSIDへの付託同意が当事者間にあることを理由に管轄権を否定する立場をとった。<sup>(40)</sup>

こうした国内裁判所などへの紛争の付託はICSIDによる排他的な紛争の処理を目的とするICSIDの制度から見て必ずしも望ましいものではないであろう。この点に関連して言及しておかなければならないのは、第四七条に規定される保全措置の機能である。これは「事情により必要と認めるとき」に勧告される「各当事者の権利の保全するために取られるべき保全措置」とされるものである。<sup>(41)</sup> ここでの議論との関係では、本来、ICSIDで行われるべき紛争処理が一方当事者の判断で他の紛争処理手続きに付託された場合に他方当事者が自己の権利を保全を求めることができるかと解されている。この措置は、各国国内裁判所が考慮すべき「判断の回避の原則」に加えて、ICSIDの制度の枠内で、ICSID以外の紛争解決手続への紛争付託を制限するために有効であるといえる。実際に、ホリディ・インズ事件とMINE事件では国内裁判所における訴訟の中止を求める保全措置の請求がなされ、これが認められた。<sup>(42)</sup>

ICSIDの本来の目的から言えば、ICSIDへの紛争付託同意によって紛争解決手続きが一定限度の確実性を以て予測されることが求められる。従って、国内裁判所などとICSIDの紛争解決手続きが競合することは必ずしも望ましいとはいえず、その意味では当事者のICSIDの手続きの尊重と締約国の国内裁判所の判断の回避が求められるよう。ただし、国内裁判所による「判断の回避の原則」の配慮は当該裁判所の自発的な判断に基づいて行われる

ものであるし、保全措置は勧告にとどまり、ICSID以外の機関での紛争手続の中止を強制しうるものではない。その意味では紛争の両当事者によるICSIDの尊重が最も重要であると言わざるをえない。

#### 第四章 仲裁の準拠法

仲裁の手続き法に関しては、ICSIDの枠組みで仲裁が行われる限り、条約と手続き規則に規定された基本的な手続きに沿った仲裁が行われることになる。その意味ではアド・ホックな仲裁において必ず検討がなされてきた<sup>(45)</sup> 手続法の選択の問題はここではあらかじめ、制度として解決されていることになる。

実体法の面では、仲裁の準拠法に関して条約は第四条第一項で、「裁判所は、両当事者が合意する放棄に従って紛争について決定を行う。この合意がない場合には、裁判所は、紛争当事者である締約国の法（法の抵触に関するその締約国の規則を含む。）及び該当する国際法の規則を適用するものとする。」と規定し、まず当事者間において合意された法が優先される原則を示している。また第三項で、衡平及び善に基づく決定を行う権限も裁判所に認められている。この規定は当事者自治の原則を基本的に採用した上で、そうした合意の存在が認められない場合には国際法の規律を一定限度認める立場をとっていると<sup>(46)</sup> 言える。

第四条がまず第一に当事者自治の原則を規定しているのは、従来の国家契約に関するアド・ホックな仲裁の中で常にこの原則が尊重されてきたことを反映していると言える。また、国際法に関する言及があるのは、とりわけ一九

六〇年代に国家契約を規律する法として特定の国家、とりわけ投資受け入れ国の国内法を否定、あるいは制限する一つの方法として、国家契約の準拠法を国際法、あるいは法の一般原則とすることが強く主張される傾向にあったことを反映しているといつてよい。ただし、一九七〇年代以降は実際の契約では投資受け入れ国の国内法を実体法として規定する事例の法が増加しているといつてよく、かつてのような国際法の規律を志向する立場は一般的ではなくなっていることは注目される。<sup>(47)</sup>

ICSIDの場合、これまでの仲裁判断を見る限りでは、やはり最も多くの場合に準拠法として選択されているのは投資受け入れ国の国内法であるといつてよい。例えば、クレックナー事件では、カメルーン法のみに基づく判断がなされた。<sup>(48)</sup> また、LETCO事件でも、当事者間でリベリア法を準拠法とすることに合意があつたと判断され、さらに、本件の場合には国際法によつて補足されるべき分野もないとして、裁判所は国際法の原則を大きく逸脱することのないよう配慮しつつも、主として、リベリア法を適用した。<sup>(49)</sup> SOABI事件でも同様のセネガル法を重視する立場が示された。<sup>(50)</sup> これとは異なり、基本的には投資受け入れ国の国内法を適用しつつ、補足的に国際法の原則をも適用した事例も見られる。AGIP対コンゴ事件では、コンゴ法に欠缺がある場合国際法の規則を適用するとされた。<sup>(51)</sup> Amco事件では、国際法の適用も認められ、特に投資認可の撤回についてのインドネシア政府の責任に関しては、インドネシア法と国際法の両方に関する検討がなされた。<sup>(52)</sup> また、SPP事件ではUNESCOの世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約が適用されるべきであると判断された。<sup>(53)</sup> これらの事例から見れば、現状では、ICSIDによる仲裁の実体法として最も重要な役割を果たすのは投資受け入れ国の国内法であると言える。そしてたとえ、国際法が適用される場合があるとしてもそれはあくまで問題になっている事例の事実関係から見て必要な限りでの補助的な位置

を占めるに過ぎないと言えよう。こうした国内法重視の実体法のとらえ方は、現在の国家契約の準拠法の一般的な傾向とも一致しており、今後も特に投資受け入れ国の国内法が準拠法として重視される場合が多いであろうと予測される。

## 第五章 仲裁判断の効力

条約では仲裁判断の効力について、第五三条でICSIDの仲裁判断が両当事者を拘束することを明記し、さらに第五四条で、締約国は仲裁判断の承認と執行を行う義務を負っていることを規定している。従って条約の締約国はICSIDの仲裁判断を自国国内において執行せねばならない。この点について、私人の側が事後救済を行う義務を負う場合と国家の側が仲裁判断に従う意思を示している場合は生じない。困難が予想されるのは国家の側が仲裁判断に自発的に従わない場合である。この場合、仲裁判断の執行判決をいずれかの締約国（紛争当事国ではない可能性が高い）の国内裁判所において仲裁判断の執行判決を得て、仲裁判断の強制的な執行を求めることが必要になる。

このとき問題になるのは、第五五条の各締約国の主権免除に関する国内法を尊重するという規定である。この規定は、第五四条の承認と執行の義務の原則が絶対的に適用されると、条約への加入に当たって主権免除に関する国内法の改正が必要になる国家が多いことが条約の起草段階で予想され、また主権免除の内容については諸国家間で一般的な合意がないことから、そのために締約国の数が限定的になることを防止するために挿入された規定である。<sup>(5)</sup>現在のIC



S I D の制度では、第五四条の規定で仲裁判断の承認までは締約国の義務となるが、執行の面では各国の国内法制度によって執行が得られるか否かに差異が生じざるを得ないと言える<sup>(56)</sup>。今日、主権免除について制限免除主義を取る国家が多く<sup>(57)</sup>、主権免除の対象となる分野は狭くなってきてはいるが、やはり外国国家の国家財産に対する強制執行については免除が認められる場合が多く<sup>(58)</sup>、その意味ではリビア国有化事件でリアムコ社が各国の国内裁判所で仲裁判断の承認と執行に関する判決を求めた訴訟で主権免除などの理由で執行判決を得ることができなかった各国の国内裁判所の事例<sup>(59)</sup>に見られる仲裁判断の執行に伴う問題は、I C S I D の制度においても完全に解決されたとは言えない。

I C S I D の仲裁判断の承認と執行が国内裁判所で請求された事例として、B & B 対コンゴ事件<sup>(60)</sup>でフランスの裁判所がコンゴ銀行の所有の財産について仲裁判断を承認はしたものの執行には主権免除の原則を適用した事例<sup>(61)</sup>や、L E T C O 事件で、米国の国内裁判所に仲裁判断の執行と承認が求められ、仲裁判断の承認に関しては認められたものの、執行については認められなかった事例がある<sup>(62)</sup>。また、S O A B I 事件の仲裁判断の執行について、フランスの国内裁判所は第一審ではその執行を認める判決を出したが、これは第二審ではこれが破棄された<sup>(63)</sup>。これらの事例から見る限り、現状ではたとえ I C S I D の仲裁判断であってもその執行を得るとき主権免除の問題が生じることは否定できないといえよう。この意味では I C S I D の仲裁判断の実効性について当事者の判決の履行についての意思が重要な意味を持っていることは確かである。いずれにせよ、仲裁判断の履行は国家の条約上の義務であるから、当該国家は何かの形で仲裁判断の履行をせねばならない。仲裁判断の履行が行われなかった場合、最終的には私人の本国が投資受け入れ国に対して条約上の義務の履行を求めることも可能である。(条約第二七条第一項)

## 第六章 仲裁判断の解釈、再審及び取り消し

ICSIDの仲裁判断は、第五三条第一項により両当事者に拘束力を持った、条約制度の枠外での上訴やその他の救済手段を認めない最終的な決定とされる。このため、この条約では、仲裁判断の解釈、再審及び取り消しについて、条約制度の枠内での手続きが予定されている。

仲裁判断の解釈については第五十条で規定されている。仲裁判断の解釈は当該判断を示した裁判所または新たな裁判所によって行われ、必要と認められる場合にはその判断が出されるまで仲裁判断の執行が停止される。再審については第五一条に規定され、所定の期間内に仲裁判断に決定的な影響を及ぼす性質の事実が発見された場合、再審請求をしよう。再審は当該仲裁判断を行った裁判所、または新たな裁判所によってなされ、必要と認められる場合には再審の判断まで仲裁判断の執行は暫定的に停止される。仲裁判断の取消しは第五二条で規定される事由がある場合に、所定の期間内に請求されうる。取消し請求の決定は事務局長によって任命された三人の特別委員会によって行われ、仲裁判断の全部または一部の取消しが可能である。特別委員会の裁定が行われるまで暫定的に仲裁判断の執行は停止される。また仲裁判断が取消された場合はいずれか一方の当事者の要請により新たな仲裁裁判所への付託がなされる。

これまでのところ、仲裁判断の解釈と再審が請求された事例はないが、取消しに関しては三つの事例で請求され、それ以降それぞれの裁定の妥当性に関する議論にとどまらず、条約におけるこの制度の意義と問題点の議論もなされ

るようになっていた。初めて取消し請求が出された、クレックナー事件では二度にわたり取消し請求がなされた<sup>(64)</sup>。またAmco事件でも二度目の取消し請求が行われているという<sup>(65)</sup>。最も最近の事例ではMINE事件で仲裁判断の一部が取消された<sup>(66)</sup>。

こうした一連の取消し決定については条約が本来目的としていた取消し制度としての機能を果たしていないとして、強い批判が見られる。一つの批判としては取消し請求の多発がICSIDの仲裁判断の最終性に疑問をもたらし、ものとなると指摘される。このような形で取消し請求が一般化すると、本来は当事者によって選ばれた仲裁人による仲裁裁判の段階を最終的な紛争解決手続きとするICSIDの紛争解決制度が、実質的にはその後の特別委員会の決定を含む二段階制になってしまうと述べている<sup>(67)</sup>。特に、特別委員会の委員の指名は当事者ではなく、ICSIDの事務局長が任命する制度になっているため、こうした二段階の制度が実質的に定着するとICSIDの紛争解決手続きの性格をも変化させることになり得ると指摘される。ブローカス<sup>(68)</sup>はこうした様々な批判に対して反論を試みているが、現時点では批判の方に説得力があると言わざるをえない。ただし、ICSIDに限らず、上訴の制度のない国際裁判制度の中では、その制度の内部に一定の再検討の制度が必要となることは確かである。その意味で、ICSIDの取消しに関する制度の適切なあり方を論じるリースマンの議論<sup>(69)</sup>は注目に値するものである。

## 終わりに

ICSIDは、条約によって国家と契約を結んだ私人に直接に請求の当事者となる資格を常設的に与えた制度として国家契約に関する紛争解決を検討する上で非常に注目されるものである。その発足後、しばらくは活動が活発ではなかっただけに、近年の仲裁判断の増加のためにこの制度は改めて関心を呼ぶようになったと言える。こうした仲裁判断の事例の蓄積は、条約上の制度として静的な分析のみが示されてきたICSID研究に変化をもたらし、その実際的な問題を顕在化させるようになってきている。現在の時点で必要とされるのは、もはやICSIDをいかに機能させるかではなく、その機能にいかにも実効性を与えるかを論じることである。ICSIDに関して、その存在意義を最終な紛争解決例の数のみで評価すべきではなく、国際投資紛争の環境整備の一環として評価すべきであるという主張はある意味で正しいものである<sup>(10)</sup>。しかし、紛争解決機関としてのICSIDの実際的な活動が活発化してきた今日では、このような紛争防止の機能に注目した好意的な評価のみでとどまることは望ましいとは言えない。とりわけ、仲裁判断の執行の問題や取消し請求の問題はICSIDの実際的な存在意義に大きな意味を持つ論点と言える。

今後のICSID研究には国際経済紛争の防止と平和的な処理という目的に照らしてそれがどの程度実質的に意義を持つのかという視点が求められると考える。またそれとは別に、ICSIDという目的を特定した紛争解決手続きが持つ意義や問題を他の国際的な紛争解決手続きと比較し、国際紛争の平和的解決全体の枠組みの中の位置づけを考える視点も必要になると言えよう。そのような視点を持ちつつ、今後ICSIDの事例研究や個々の論点の研究

を続けたいと考える。

注

(1) 条約の正文は英語、フランス語、スペイン語である。(575 U. N. T. S. 159) 本稿では田畑茂次郎、高林秀雄編『国際基本条約・資料集』(新版)(東信堂、一九九四年)、三五六—三六四頁所収の訳を用いる。

(2) かつては条約の当事国が少ないことが単なる数の問題としてだけでなく、その内容に関しても ICSID の有効な活動を妨げるものとされていた。すなわち、投資の受け入れ側の中心となる、中東の産油国やラテン諸国がこの条約の当事国となることに消極的だったのである。しかし、一九七九年にクウェート、一九八〇年にサウジアラビア、一九八一年にアラブ首長国連邦が当事国となったことで ICSID の状況が変化した。(G. R. Delaune, "ICSID Arbitration and the Courts," 77 *American Journal of International Law* 784 (1983), p. 803.) その後一九九一年十月現在で二〇九カ国が署名、そのうち九七カ国が批准している。また近年は投資保護条約などの条件の中で、ICSID への紛争の付託を規定するものや国内法に ICSID への紛争付託を規定する国家も近年増加していると言われる。(J. Paulsson, "ICSID's Achievement and Prospects," 6 *ICSID Review-Foreign Investment Law Journal (ICSIDR-FILJ)* 380 (1991), pp. 381—382.) 例えば、「投資の奨励、及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定」(一九八八年)では第一条第二項で、ICSID による紛争の解決が規定されている。(山本章二(編)『国際条約集』(有斐閣、一九九四年)、三七五—三七八頁。)さらに一九九三年に出された論文によれば、署名をした国家の数はさらに増加し、一二三カ国になっている。(A. S. El-Kosheri, "ICSID Arbitration and Developing Countries," 8 *ICSIDR-FILJ* 104 (1993), p. 105.) なおラテン・アメリカ諸国が条約に長い間批判的であった理由は、国際的な仲裁への一般的な不信と条約第四二条第一項の準拠法規定における国際法への言及がこれらの諸国の主張にあわなかったためと説明されている。(A. F. Abbott, "Latin America and International Arbitration Conventions: Quandary of Non-Ratification," 17 *Harvard International Law*

*Journal (HILJ)* 181 (1976), pp. 134—140.)

- (3) A. Broches, "The Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States," 136 *Recueil des Cours de l'Academie de Droit International* 331 (1972), pp. 337—350.
- (4) アングロ・イラニアン石油会社事件では結局、管轄権が否定されたため、国際司法裁判所による手続まで最終的な紛争解決には到らなかった。(Anglo-Iranian Oil Co. case (Jurisdiction), Judgment of July 22nd, 1952 : I. C. J. Reports 1952, p. 93.) また、レオ・ゴールトフィールズ事件では、旧ソヴェト政府とレナ社との仲裁判断の履行をめぐるレナ社の本国の英国が旧ソヴェト政府に対して制裁措置を取った。(E. Zoller, *Peacetime Unilateral Remedies: An Analysis of Countermeasures* (1984), pp. 53—54.) いずれの場合にも国家間の関係が全般的に悪化したといえる。
- (5) この点はICSIDの設立当初から常に指摘されていた点であり、また現在もその点に変化はない。(Broches, *op. cit.*, pp. 349—350, 及び I. F. E. Shihata, *Towards a Greater Depoliticization of Investment Disputes: The Roles of ICSID and MIGA*, 1 *ICSIDR—FILJ* 1 (1986), pp. 3—12.) ただし、ICSIDへのこのような肯定的な評価は、一定限度の説得力はあるものの、常にICSIDの活動に深く関わってきた人々によって示された見解であることは注意が必要であろう。
- (6) Broches, *op. cit.*, pp. 371—380.
- (7) *Ibid.*, pp. 348—349.
- (8) L. Nurick and S. J. Schnably, "The First ICSID Conciliation: Tesoro Petroleum Corporation v. Trinidad and Tobago," 1 *ICSIDR—FILJ* 340 (1986), pp. 351—359.
- (9) Broches, *op. cit.*, pp. 352—354 and C. B. Lamm, "Jurisdiction of the International Centre for Settlement of Investment Disputes," 6 *ICSIDR—FILJ* 462 (1991), pp. 463—468.
- (10) この点は本案の中で議論された。(Société Ouest-Africaine des Bétons Industriels (SOABI) c. Le République de

Sénégal, *Affaire ARB/82/1*, 6 *ICSIDR—FILJ* 119 (1991), pp. 141—159.) 本件は低所得者向けの住宅と建築用の強化コンクリートの製造工場の建設に関する事例である。

- (11) *Southern Pacific Properties (Middle East) Limited v. Arab Republic of Egypt*, Case No. ARB/84/9, 8 *ICSIDR—FILJ* 327 (1993), pp. 331—334. 本件はリゾート開発に関する事例である。
- (12) *SOABI case*, *op. cit.*, p. 143.
- (13) *Ibid.*, p. 159.
- (14) J. T. Schmidt, “Arbitration under the Auspices of the International Centre for Settlement of Investment Disputes (ICSID): Implications of the Decision on Jurisdiction in *Alcoa Minerals of Jamaica, Inc. v. Government of Jamaica*,” 17 *HILJ* 90 (1976), pp. 100—109. 本件は、アルミニウムの精錬プラントとボーキサイトの採掘権に関する事例である。なお、本件の記録は公刊されていない。シユミシットのこの論文はこのケースについて最も詳細に記述したものである。なお、本件の要約は以下の資料で見ることが出来る。(Alcoa Minerals of Jamaica, Inc. (U. S. A.) *v. Government of Jamaica*, Case No. ARB/74/2, 4 *Yearbook of Commercial Arbitration* 206 (1979).)
- (15) Broches, *op. cit.*, pp. 354—361 and Lamm, *op. cit.*, p. 467—473.
- (16) P. Lalievie, “The First “World Bank Arbitration” (*Holiday Inns v. Morocco*) —Some Legal Problems,” 51 *British Yearbook of International Law* 123 (1980), pp. 664—666. 本件は、ホテルの建設と運営に関する事例である。
- (17) 山本章一『国際法』(新版)(有斐閣、一九九四年) 二五〇—二五二頁、および、D. J. Harris, *Cases and Materials on International Law*, Fourth Edition (1991), pp. 910—915.
- (18) Lamm, *op. cit.*, p. 469.
- (19) Paulsson, *op. cit.*, p. 985.
- (20) *Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited, Judgment*, I. C. J. Reports 1970, p. 3, pp. 34—50.

- (21) 杉原高嶺「シシリー電子工業会社事件（判決・一九八九年・特別裁判部）『国際法外交雑誌』第九十卷一号「一九九一年」三〇—五三頁、五〇—五一頁、及び「Separate Opinion of Judge Oda, *Eletonica Sicula S. p. A. (ELSI)*, Judgment, I. C. J. Reports 1989, p. 15, pp. 83—93. 小田判事の見解については以下を参照のこと。小田滋「通商条約における外資系会社—国際司法裁判所の一九八九年「シシリー電子工業会社」事件判決」『シュリスト』第九五八号（一九九〇年）五七—六四頁。
- (22) *Holiday Inns case*, *op. cit.*, pp. 659—663.
- (23) この事件では、米国人の Amco Asia パン・アメリカン開発株式会社、そしてインドネシア法人の P. T. Amco が請求の当事者となった。外国支配の有無が議論されたのは P. T. Amco についてである。(Amco Asia Corp. and Others v. Republic of Indonesia, Case No. ARB-81-1, Decision on Jurisdiction, 1 *ICSID Reports* 389 (1993), pp. 392—397.) 本件はホテルの建設を中心とした都市開発に関する事例である。
- (24) Klöckner Industrie-Anlagen GmbH, Klöckner Belge S. A. (Belgium) and Klöckner Handelsmaatschappij B. V. (Netherlands) c/ République unie du Camerous et Sté Société Camerounaise des Engrais (SOCAME) S. A. (Cameroun), Case No. ARB/81/2, 111 *Journal du droit international (JDI)* 409 (1981), pp. 411—412. 本件は化学肥料の製造プラントの建設と運営に関する事例である。
- (25) Liberian Eastern Timber Corporation (LETCO) v. The Government of the Republic of Liberia, Case No. ARB/83/2, 26 *International Legal Materials (ILM)* 647 (1987), pp. 652—654. 本件は森林資源の開発に関する事例である。
- (26) *SOABI case*, Decision du tribunal arbitral sur le déclinaoire de compétence, *op. cit.*, pp. 250—251.
- (27) *Ibid.*, pp. 48—50.
- (28) Broches, *op. cit.*, pp. 961—964 and Lamm, *op. cit.*, pp. 474—476.
- (29) ICSD 以外の仲裁によって紛争が解決された先例では圧倒的に天然資源の開発に関する紛争が多い。これらの事



例については以下の拙稿を参照のこと。(河野真理子「国際仲裁に見られる国家契約の性質」『国際関係論研究』第五号(一九八六年)、一九四—八頁。

- (30) 本件ではホテルのリース契約の当事者はインドネシア政府ではなく、同政府と密接な関係にあるものの独立した法人であるP. T. Wismaであった。このP. T. Wismaは人的管轄の部分で言及した国家機関のリストには載せられていないので、この法人が紛争当事者であればICSIDの管轄は認められないことになる。(Amco case, *op. cit.*, pp. 403—305.)  
なお、第二章第二節を参照のこと。
- (31) Klöckner case, *op. cit.*, pp. 413—420.
- (32) Delaume, *op. cit.*, p. 796.
- (33) この権限は「審査権(“screening power”）」と呼ばれ、ブローカスはこの事務局長の権限をかなり強いものと見なしている。(Broches, *op. cit.*, pp. 353—354 and pp. 365—370.)ハイロームもこの権限に注目する記述をしている。(Delaume, *op. cit.*, p. 790.)
- (34) C. N. Brower and R. E. M. Goodman, Provisional Measures and the Protection of ICSID Jurisdictional Exclusivity Against Municipal Proceedings, 6 *ICSIDR—FILJ* 431 (1991), pp. 432—433.
- (35) Delaume, *op. cit.*, pp. 784—786 and pp. 790—791.
- (36) 本件のICSIDの仲裁判断については以下に公開されている。(Maritime International Nominees Establishment v. The Republic of Guinea, 3 *International Arbitration Report* 2 (1988).) 本件はホーキサイトの船舶による輸送に関する事例である。
- (37) *Holiday Inns case*, *op. cit.*, pp. 655—656.
- (38) United States: District Court for the District of Columbia Decision in *Maritime International Nominees Establishment v. Guinea*, 20 *ILM* 666 (1981), United States: Court of Appeals for the District of Columbia Circuit Decision

in the Matter of the Arbitration between *Maritime International Nominees Establishment v. Guinea and United States*, 21 *ILM* 1355 (1982) and Unites States: Court of Appeals for the District of Columbia Circuit Order Amending Opinion in the Matter of the Arbitration between *Maritime International Nominees Establishment v. Guinea*, 22 *ILM* 86 (1983). 米国の、訴訟を解説した文献として以下がある。(Delaume, *op. cit.*, pp786-796.)

- (39) United States: Brief Submitted to the Court of Appeals for the District of Columbia Circuit in *Maritime International Nominees Establishment v. Guinea*, 20 *ILM* 1436 (1981), pp. 1486-1487.
- (40) B. P. Marchais, "ICSID Tribunals and Provisional Measures-Introductory Note to Decisions of the Tribunals of Antwerp and Geneva in *MINE v. Guinea*," 1 *ICSIDR-FILJ* 372 (1986). この解説に続いて、ベルギーの判例は捌ページ以下、スイスの判例は捌ページ以下に示されている。また、これらの事例の解説については、以下の文献の記述がある。(Brower & Goodman, *op. cit.*, pp. 436-438)
- (41) この保全措置については、必ずしも国内裁判所のICSID以外の紛争解決手続への付託の中止勧告に限定されるものではない。例えばAGIP事件では関係文書の保全勧告が出された。(AGIP Spa v. The Government of the People's Republic of the Congo, 1 *ICSID Reports* 306 (1993), pp. 310—311.) しかし、この条文の起草段階から既に国内裁判所との競合の場合における意義が認識されていたと言われる。(B. P. Marchais, *op. cit.*, pp. 373—375, especially note 15.) なお、ICSIDにおける保全措置の事例解説については以下の文献の記述が優れている。(G. R. Delaume, "ICSID Tribunal and Provisional Measures—A Review of the Cases," 1 *ICSIDR—FILJ* 392 (1986))
- (42) *Holiday Inns case*, *op. cit.*, pp. 657—654.
- (43) Brower & Goodman, *op. cit.*, pp. 460—461.
- (44) Rules of Procedure for Arbitration Proceedings (Arbitration Rules), 1968, 1 *ICSID Reports* 63 (1993), Rules of Procedure for the Institution of Conciliation and Arbitration Proceedings (Institution Rules), and Rules Governing

the Additional Facility for the Administration of Proceedings by the Settlement of Investment Disputes (Additional Facility Rules), *ibid.*, pp. 217.

- (45) 拙稿、前掲、二四—二五頁。
- (46) この規定について、手続き法も含む形での解説として、以下を参照のこと。(Broches, *op. cit.*, pp. 381—395, 特に実体法については、pp. 387—395. を参照のこと。
- (47) 国家契約を規律する法に関する学説と仲裁判断の展開については、拙稿、前掲、二六—三三頁。国家契約の分野での国際法の役割について、一九七〇年代以降の傾向の変化をも考慮した上で論じている論説として、以下のものが特に注目される。(P. Weil, “Droit international et contrat d’État,” in *Mélanges offerts à Paul Reuter : le droit international : unité et diversité* (1981), pp. 549—582. )
- (48) *Klückner case*, *op. cit.*, pp. 425—426.
- (49) *LETCO case*, *op. cit.*, pp. 657—658.
- (50) *SOABI case*, *op. cit.*, pp. 159—164.
- (51) *AGIP case*, *op. cit.* (in note 38), p. 318. 本件では石油の販売に関する契約が紛争の原因となった。
- (52) *Amco Asia Corporation and Others v. the Republic of Indonesia*, Award on the Merits, 1 *ICSID Reports* 413 (1993), p. 452.
- (53) *Ibid.*, pp. 490—494.
- (54) *SPP case*, *op. cit.*, pp. 350—359.
- (55) Broches, *op. cit.*, pp. 403—404.
- (56) G. R. Delaume, “Enforcement of State Contract Award : Jurisdictional Pitfalls and Remedies,” 8 *ICSIDR—FILJ* 29 (1993), pp. 44—46.

- (57) Harris, *op. cit.*, pp. 286—288.
- (58) *Ibid.*, pp. 308—310.
- (59) 例えば、フランスの国内判例でリアムコ社の請求が認められなかった事例として以下を参照のこと。(106 *JDI* 857 (1979).) また、リアムコ社の請求について理由は異なるものの同じ結論を出した判例はスイスにおいても見られる。(20 *ILM* 151 (1981).) 米国の判例については以下を参照のこと。(482 *F. Supp.* 1175 (D. D. C. 1980).) また、スウェーデンの国内判例では、執行の可能性それ自体は認められたが、どのような財産に対して執行が行われるべきかに関する判断はなされなかった。(20 *ILM* 821 (1981))
- (60) 本件は、ミネラルウォーター用のプラスチックボトルの製造と販売に関する事例である。(Benvenuti and Bonfant Srl *v.* The Government of the People's Republic of the Congo, 1 *ICSID Reports* 330 (1993).)
- (61) Benvenuti et Bonfant Srl. *v.* The Government of the People's Republic of the Congo, France, Tribunal de grande instance, Paris, 13 January 1981 and France, Cour d'appel, Paris, 26 June 1981, 1 *ICSID Reports* 368 (1993). また、B & B社はコンゴ商業銀行(BCC)の財産についても差し押さえ請求を出した。この請求は第一審では認められたが、第二審以降は認められなかった。最終審の破棄院では、BCCのコンゴ政府からの独立性が認められた。(France, Cour de cassation, Paris, 21 July 1987, *ibid.*, pp. 373-375)
- (62) United States: District Court for the Southern District of New York Opinion in Liberian Eastern Timber Corporation (LETCO) *v.* The Government of the Republic of Liberia, 26 *ILM* 695 (1987).
- (63) 5 *ICSIDR—FILJ* 135 (1990).
- (64) クロックナー事件の二つの取消し請求については、現在のところ最初の取消し請求についてのみ記録が公開されている。(Klöckner *v.* Cameroon, Decision of the Ad Hoc Committee, 1 *ICSIDR—FILJ* 89 (1986).) 第一の取消し請求については以下の文献で言及されている。ただし、この二つの文献の記述の内容には食い違いがあり、本文の公開が待たれ

- 85° (W. M. Reisman, *Systems of Control in International Adjudication & Arbitration, Breakdown and Repair* (1992), p. 65 and A. Broches, "Observation on the Finality of ICSID Awards," 6 *ICSIDR—FILJ* 321 (1991), pp. 334—335.)
- (65) Amco事件の取消し請求については以下を参照のこと。(Decision on the Application for Annulment, 1 *ICSID Reports* 509 (1993).) 最初の取消し請求の後に出了た仲裁判断は以下を参照のこと。(Resubmitted Case, *ibid.*, pp. 543.) また、第二の仲裁判断の後の事情については以下の文献によつた。(Reisman, *op. cit.*, p. 78.)
- (66) Maritime International Nominees Establishment v. Government of Guinea (Case ARB/84/4), Decision on the Application by Guinea for Partial Annulment of the Arbitral Award, 5 *ICSIDR—FILJ* 94 (1990).
- (67) Reisman, *op. cit.*, pp. 86—87. 同じ趣旨の批判は、Amoco事件の最初の取消し裁定についての以下の評釈にも見られる。(P. Rambaud, "De la compétence du tribunal C. I. R. D. I. saisie après une décision d'annulation," 34 *Annuaire français de droit international* 209 (1988).)
- (68) Broches, "Obsevation.....," *op. cit.*, pp. 357—378. 特に彼は本稿で引用しているリースマンの著書の基礎となつた一九八九年の論文を大きく取り上げている。( *ibid.*, pp. 372—378.) なお、このリースマンの論文は以下を参照のこと。(M. Reisman. "The Breakdown of the Control Mechanism in ICSID Arbitration," 1989 *Duke Law Journal* 739 (1989).) また同趣旨でICSIDの取消し請求制度を支持する立場をとる論文の例として、以下がある。(J. Paulsson, *op. cit.*, pp. 386—394.)
- (69) Reisman, *Systems...*, *op. cit.*, pp. 87—106.
- (70) 特にこうした評価はICSIDの活動に実際に従事してきた人に多いと言える。本稿で引用したブローカスの論文にはいずれも常にICSIDの意義をできる限り肯定的に主張する立場が常に見られる。また同様な立場は以下の論文などにも非常に強く出ている。(Shihata, *op. cit.*, pp. 24—25 and Paulsson, *op. cit.*, pp. 398—399.)

